

公開講座報告

生涯学習講座
「金融が語る日本史 ～「永仁の徳政令」から見る日本史～」

堂下 浩*

本講座において、演者は日本史の大きな流れを金融の観点から解説した。特に演者は鎌倉時代に幕府によって発布された「永仁の徳政令」（1297年）に着目し、その影響が長く室町時代にまで及んだ経緯を説明した。

キーワード：金融史、徳政令、宋銭

Report: Extension Program “The Japanese History Learned
from a Financial Point of View”

Hiroshi DOMOTO *

In this lecture, the speaker explained the Japanese history from a financial point of view. Especially, he paid attention to “Einin-no-Tokusdeirei”, the debt cancellation order issued by the Shogun in A.D. 1297 during the Kamakura era, and told the process to which the influence even came in Muromachi era lengthily.

Keywords: financial history, the debt cancellation order issued by the shogun, sung coin

本報告は平成27年6月29日に開催された生涯学習講座「金融で語る日本史」の講演概要である。当日は100名を越す近隣住民が参加し、講演後にも演者と聴講者の間で活発な質疑応答が交わされた。

1. 永仁の徳政令

鎌倉時代、日本は深刻なデフレ経済下にあった。宋銭は民間貿易を通して平安時代末期の11世紀頃から日本に持ち込まれ、平忠盛以来、平氏一門が日宋貿易を積極的に保護したことで大量に流入した。しかしながら平家一門が滅亡し、宋銭流通に否定的な鎌倉幕府が成立したことで日宋貿易は政治的な後ろ盾を失った。さらに宋は銭の大量流出により貨幣不足に陥り、対抗措置として1199年に銅銭輸出を禁止した。一方で鎌倉幕府は貨幣経済の浸透に抗うことは出来ず、1226年に一転して宋銭の使用を公式に認めた。この結果、鎌倉時代は貨幣が庶民に普及

し需要が増す中で、肝心の宋銭は新たに供給されない状況になっていた。当然、銭は流通過程で摩耗・消滅することもあり、松延ら（1989）が収集した土地売買データからも、鎌倉時代は深刻な貨幣不足によるデフレ経済に陥っていた実情が窺える。

例えば「東寺百合文書」によると、京・山城国の土地が鎌倉時代に25貫文、その90年後の室町時代にはその土地が5貫文で売買されたと記録に残る。また13世紀頃から良質な銭を甕などに入れ埋蔵する備蓄銭（退蔵銭）という慣習が流行したが、これは庶民が貨幣を消費や投資に回さず、貨幣価値の値上がりを期待して、摩損のない良質な銭を保管した一種のタンス預金とも言える。

そんな経済情勢の中で2度に渡り元寇が起きた。戦費調達のために借金をして九州へ向かった御家人衆も少なくなかったであろう。戦には勝利したものの、幕府から十分な恩賞が与えら

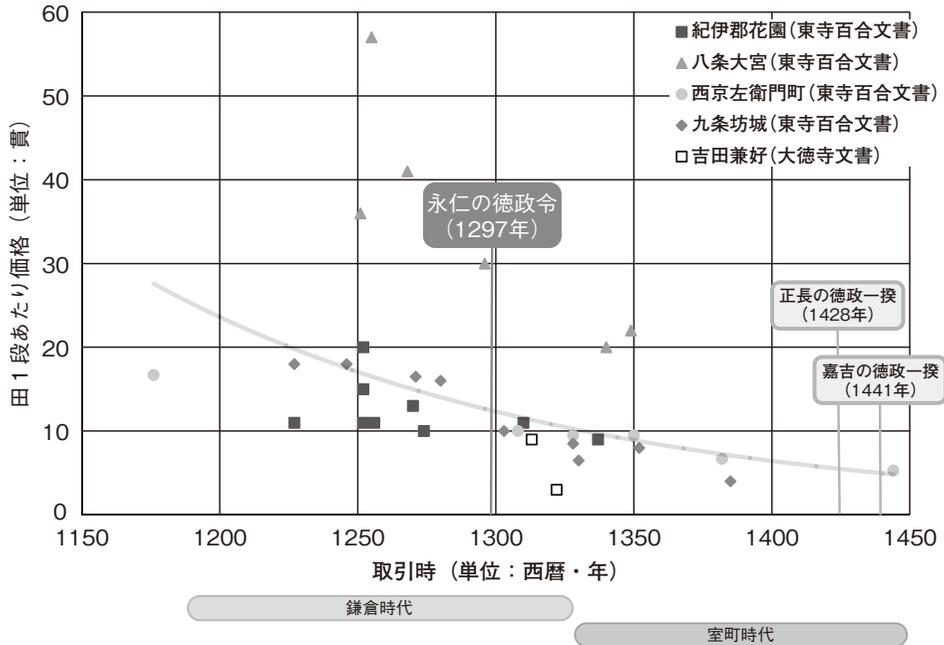


図 鎌倉時代の土地価格推移と「永仁の徳政令」の関係

出典：松延康隆（1989）「銭と貨幣の概念」『列島の文化史6』日本エディタースクール出版部。坪井清足（1986）「日本生活文化史 第4巻 庶民生活の上昇」河出書房新社。佐藤信他（2009）「詳説 日本史研究」山川出版

れることはなかったことから御家人による幕府への不満も高まった。しかも当時の経済はデフレ下にあり、彼らの保有する資産価値（つまり地価）は目減りする一方で、借務残高は利息に応じて肥大するという、資産と債務のねじれ現象が生じた。そんな御家人衆を不憫に思った幕府は、1297年にデフレ下の緊急措置として「永仁の徳政令」、すなわち日本最初の借金棒引き策を導入した（図）。村井（2005）は永仁の徳政令に対する幕府側の意図が「御家人保護」であったと評している。

しかしながら、永仁の徳政令は中学校の教科書にも記載される通り、その直後から大きな混乱と社会からの反発を招き、翌年幕府は一部を除きほぼ全面撤回させた。笠松（1983）が指摘する通り、幕府の失政は金融市場に混乱を引き起こしただけでなく、経済面での無策ぶりを世に示す格好となった。

後述するが、貨幣不足を端に発する鎌倉時代に発生したデフレを解消するには、戦国の世に終止符を打った異才、織田信長による信用市場の保全策を待たなければならなかった。そして、織田信長のこの政策は豊臣秀吉、徳川家康にその後の政権にも引き継がれることとなった。

2. 繰り返される借金棒引き策

同様の借金棒引き策は江戸時代に「棄捐令」と名前を変えて2回実施された。その政策成果は北原（2008）によって詳細に分析されてい

る。最初が寛政の改革、2回目が天保の改革で実施された。寛政の改革では幕府が厳しい緊縮財政に大きく舵を転換したことで、深刻なデフレ経済に見舞われ、幕府は2年後の1789年に最初の棄捐令を發布した。当初は夢ではないかと小躍りする者が現れるほどであったが、時間経過とともに金融機能に混乱を生じさせ、今度は逆に借入困難に陥った旗本・御家人からの不平を募らせた。さらに生活費捻出に困って追剥や盗人になる役人まで現れる始末であった。

また棄捐令は天保の改革の最終局面でも断行された。水野忠邦が失脚した直後の1843年、水野の失政が招いた深刻なデフレ経済下での緊急処置として旗本・御家人保護を目的に棄捐令が断行された。しかし結果は寛政の改革と同様、金融市場の混乱に拍車をかけたただけであった。

3. 織田信長の慧眼“信用市場の保全”

このように我が国の歴史が物語る通り、借金棒引き策はデフレ下において債務者を一時的に救ったかのように見られるが、むしろデフレ経済を加速させ、金融市場や社会を混乱に陥れるだけであった。デフレから脱却する経済政策の立案は決して容易でなく、その代替措置として場当たりの借金棒引き策が導入されてきた歴史のパターンを読み取ることができる。

さて庶民金融市場が混乱から脱却し、デフレ経済から決別する方策として、織田信長の近江安土楽市令は示唆に富む（表）。貨幣不足によ

表 近江安土楽市令（1577年）

- | |
|---|
| <p>(一) 当所中楽市として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、ことごとく免許の事。</p> <p>(一) 往還の商人、上海道（中山道）相留め、上下とも当町に至り寄宿すべし。</p> <p style="text-align: right;">(後略)</p> <p>(一) 普請免除の事。</p> <p style="text-align: right;">(後略)</p> <p>(一) <u>分国中徳政</u>、行うといえども、<u>当所中免除</u>の事。</p> <p>(一) 喧嘩口論並に国質・所質・押買・押売・宿の押借以下、一切停止の事。</p> |
|---|

注意：表中下線は筆者が強調のため記した。

出典：佐藤信他（2009）「詳説日本史研究」山川出版

るデフレ経済は室町時代にも続き、幕府の衰えとともにモラルハザードが一気に噴出する。徳政を求めた土一揆である。正長の徳政一揆が口火となり、毎年のように徳政一揆が繰り返され、幕府も徳政令を濫発するようになった。その結果、金融市場は一段と機能不全に陥り、契約行為の維持も困難な社会となっていった。こうした時代背景で信長は楽市・楽座政策の一環として徳政の不安除去を宣言した。信長が強力な武力を保有できた背景には経済力があつたと言われる。その経済力を確立できた基盤には信用が担保された金融市場の存在があつた。そして、この政策方針はその後の豊臣秀吉、徳川家康の政権にも受け継がれた。

【参考文献】

- 笠松宏至『徳政令』岩波新書1983年。
北原進『江戸の高利貸』吉川弘文館2008年。
坪井清足（1986）「日本生活文化史 第4巻 庶民生活の上昇」河出書房新社。
堂下浩「改正貸金業法が招いた副作用に関する検証」『パーソナルファイナンス研究』パーソナルファイナンス学会No.1(2014), pp. 55-65。
松延康隆「銭と貨幣の概念」『列島の文化史6』日本エディタースクール出版部1989年, 177-210ページ。
村井章介「第三部 幕府徳政の系譜—補論2 永仁の徳政令」『中世の国家と在地社会』校倉書房, 2005年12月, 277-282ページ。